

令和8年度 PTA 定期総会資料



前田小学校PTA本部

令和8年4月25日(土)

- 1 PTA 会長から保護者のみなさまへ
- 2 令和7年度 事業報告
- 3 令和7年度 決算報告
- 4 令和8年度 新役員(案)
- 5 令和8年度 支部役員紹介
- 6 令和8年度 事業計画(案)
- 7 令和8年度 予算(案)
- 8 あきる野市立前田小学校PTA規約

令和8年4月25日

前田小学校保護者 各位

前田小学校 PTA 会長

大園 邦暁

新年度ご挨拶

昨年度の PTA 活動では、保護者の皆様、教職員の皆様のご理解とご協力により、様々な活動を愉しく行うことができました。心より感謝申し上げます。地域のお祭り、イベントなど各種活動の中、運営として至らなかった点多々ございましたが皆様のおかげで無事に終えることができました。

保護者の負担を軽減しながらも、子供達の笑顔溢れる体験の機会を充実させることをテーマに学校、各種団体と協議をかさねてきました。市の教育基本計画に基づいたコミュニティスクールを中心にイベント毎のボランティア制にて皆様にはご協力いただき、PTA では今までの良い所は残し、改善が必要な所は恐れずに変革をしていき、子供達の体験機会をより充実させ、時代にあった運営を目指してまいります。

今年度も保護者の皆様、教職員の皆様、各団体の皆様と力を合わせ、関わる全ての皆様が、前田小学校で楽しい時間を過ごしていただけるよう、子供達が笑顔で安心して学校生活を送れるよう、PTA 活動に取り組んでまいります。

皆様の変わらぬご理解とご協力の程よろしくお願い申し上げます。

令和7年度 前田小学校PTA 年間事業報告

	運営委員会・役員会	支部委員会
4月	4/10 令和6年度会計監査 4/17 第1回拡大運営委員会 4/26 前田スマイル広場・PTA総会	交通安全旗振り(3日間)
5月	PTA会費集金・活動費/仮払い支給日 5/17 青少健総会 5/24 運動会	5/17 青少健総会
6月	6/11 青少健理事会:サマーキャンプについて 6/15 市P連総会 6/20 青少健理事会:サマーキャンプ案内配布	
7月	7/9 青少健理事会:サマーキャンプについて 7/19 相撲大会 7/26・27 青少健サマーキャンプ	熊野神社盆踊り協力(小川) 7/20 八雲神社祭礼協力(野辺) 7/26~27 青少健キャンプ
8月	8/9 三地区合同役員会	
9月	9/8.9 二宮神社秋季例大祭 9/17 青少健理事会:ウォークラリーについて 9/28 青少健ウォークラリー試し歩き	交通安全旗振り(3日間) 9/8.9 二宮神社祭礼協力 熊野神社祭礼協力(小川)
10月	10/26 青少健ウォークラリー協力(雨天中止)	10/18 野辺町内会運動会協力(野辺) 10/26 青少健ウォークラリー協力 (雨天中止)
11月		
12月	12/21 市P連教育フォーラム	
1月		交通安全旗振り(3日間)
2月	2/9 PTA会議:ドッジボール大会お菓子準備 2/13 新1年生説明会 2/14 【市】ドッジボール大会	
3月	3/13 PTA運営委員会	

令和7年度前田小学校PTA決算報告書

令和8年3月31日現在
(単位:円)

収入の部

項目	7年度予算額	7年度決算額	比較増減 (決算-予算)	備考
1 会費	213,600	230,400	16,800	(192世帯)×¥1,200
2 交付金	76,850	62,540	△ 14,310	市P連補助金(69,960-7,420)
3 雑収入	5	15,923	15,918	野辺助成金、預金利息
4 繰越金	1,142,282	1,142,282	0	
収入合計	1,432,737	1,451,145	18,408	

支出の部

項目	7年度予算額	7年度決算額	比較増減 (予算-決算)	備考	
運営費	1 総会費	3,000	0	3,000	
	2 消耗品費	100,000	27,451	72,549	文房具、印刷室使用料 他
	3 交通通信費	5,000	0	5,000	
	4 備品費	140,000	0	140,000	
	5 衛生管理費	0	0	0	
	6 メール配信運営費	0	0	0	
	運営費 合計	248,000	27,451	220,549	
活動費	1 本部費	100,000	136,199	△ 36,199	卒業生記念品等
	2 行事費	30,000	31,669	△ 1,669	
	3 支部費	5,000	0	5,000	
	4				
	5				
	6				
活動費 合計	135,000	167,868	△ 32,868		
諸費	1 保険費	0	0	0	
	2 弔慰費	5,000	0	5,000	
	3 市P連費	10,000	0	10,000	市P連学校別会費
	4 手数料	3,000	0	3,000	振込手数料等
	5 周年行事積立金	30,000	30,000	0	
	6 予備費	1,001,737	0	1,001,737	
諸費 合計	1,049,737	30,000	1,019,737		
支出合計	1,432,737	225,319	1,207,418		

収入額	支出額	次年度繰越金
1,451,145	225,319	1,225,826

上記のとおり次年度繰越金は 1,225,826 円となりました。報告いたします。

周年行事積立金明細

前年度繰越金	7年度積立金	預金利息	計
260,571	30,000	0	290,571

令和 8 年 3 月 23 日

前田小学校PTA

会 長

大園 邦暁

会 計

清水 由佳

会 計

金子 豊

会 計

令和7年度決算書の監査結果、上記のとおり相違ないことを確認いたしました。

令和 8 年 4 月 9 日

前田小学校PTA

会 長

大園 邦暁

会計監査

ウエダ 美喜子

会計監査

保々 林 美

会計監査

中島 幸美

令和8年度 PTA運営委員名簿

本 部 役 員

役職	氏名	クラス	役職	氏名	クラス
会長	いわの ころへい 岩野 浩平	3-1、2-1	会計	あかばね かなえ 赤羽 佳苗	6-1、4-1
副会長	なかむら ほまれ 中村 誉	6-2、4-1、2-1	"	ひぐち さくら 樋口 さくら	4-1、1-2
"	やすだ ゆきえ 安田 裕希恵	5-1	"	かわなべ しんや 川鍋 真哉	3-2
書記	すずき あやか 鈴木 彩佳	4-1	会計監査	おおぞの くにあき 大園 邦暁	5-1
"	いちば しゅんすけ ちえこ 一場 俊輔・智枝子	5-1、2-1	"	しみず ゆい 清水 由依	4-1
			"	いしかわ さき 石川 彩希	4-1、1-2

野辺支部

役職	氏名	クラス
支部長	遠藤 弘志	1-1
副支部長	中島 幸美	5-1
書記	松永 真紀	3-1
会計	宇江 典子	3-1、3-2
	立花 由佳利	5-1
	山下 映子	6-1
	遠藤 あず紗	1年

PTA担当の先生方

役職	氏名	クラス
書記	宮本 妙美	ことば
会計	佐藤 香奈	図工
ドッチボール	村田 由香里	2-1
駅伝	小塩 啓	5-1

二宮支部

役職	氏名	クラス
支部長	原 良浩	3-2、5-1
部員	稲葉 由香里・耕一	5-2
	荻原 央里絵	5-2
	田邊 亜美	3-1
	村野 研仁・沙智子	5-2

小川支部

役職	氏名	クラス
支部長	前田 里奈	3-1
副支部長	森田 圭	5-2、3-2
書記	山崎 裕子	6-1、4-1
々	森本 華子	6-1
〃	常岡 里佳	6-1、3-2
〃	中田 明日美・裕弥	5-1

令和8年度 前田小学校PTA 年間事業計画(案)

	運営委員会・役員会	支部委員会
4月	4/9 令和8年度会計監査 4/25 PTA総会	交通安全旗振り(3日間)
5月	未定 PTA会費集金・活動費/仮払い支給日 5/23 青少健総会 5/30 運動会	5/23 青少健総会
6月	未定 市P連総会	
7月	未定 青少健キャンプ 未定 相撲大会	熊野神社盆踊り協力(小川) 八雲神社祭礼協力(野辺) 青少健キャンプ
8月	三地区合同役員会	
9月	9/8.9 二宮神社秋季例大祭 未定 青少健ウォークラリー試し歩き	交通安全旗振り(3日間) 9/8.9 二宮神社祭礼協力 熊野神社祭礼協力(小川)
10月	未定 青少健ウォークラリー協力	野辺町内会運動会協力(野辺) 青少健ウォークラリー協力
11月		
12月	市P連教育フォーラム	
1月		交通安全旗振り(3日間)
2月	未定 新1年生説明会 未定 【市】ドッジボール大会	
3月	PTA運営委員会	

令和8年度前田小学校PTA予算(案)

収入の部

(単位:円)

項目	R8年度予算額	R7年度予算額	増減	備考
1 会費	249,600	213,600	36,000	190(予定家庭数)+18(教員)×¥1,200、副籍なし
2 交付金	76,850	76,850	0	市P連補助金 290(予定人数)×¥265
3 雑収入	5	5	0	利息
4 繰越金	1,225,826	1,142,282	83,544	
収入合計	1,552,281	1,432,737	119,544	

支出の部

項目	R8年度予算額	R7年度予算額	増減	備考	
運営費	1 総会費	3,000	3,000	0	総会資料等
	2 会議費	30,000	0	30,000	茶話会等
	3 消耗品費	70,000	100,000	△ 30,000	文具、コピー用紙、印刷機消耗品等
	4 交通通信費	5,000	5,000	0	
	5 備品費	70,000	140,000	△ 70,000	備品購入等
	運営費合計	178,000	248,000	△ 70,000	
活動費	1 本部費	170,000	100,000	70,000	卒業アルバム補助等
	5 行事費	30,000	30,000	0	
	6 支部費	5,000	5,000	0	
	活動費合計	205,000	135,000	70,000	
諸費	1 保険費	0	0	0	保険更新なしのため
	2 弔慰費	5,000	5,000	0	
	3 市P連費	10,000	10,000	0	市P連学校別会費
	4 交際費	50,000	0	50,000	PTA会長地域行事出席等
	5 手数料	3,000	3,000	0	
	6 周年行事積立金	30,000	30,000	0	
	7 予備費	1,071,281	1,001,737	69,544	
	諸費合計	1,169,281	1,049,737	119,544	
支出合計	1,552,281	1,432,737	119,544		

PTA の規約の改定について

1 改定の趣旨

PTA 活動の実態に即した組織運営への見直し、会員負担の軽減及び運営の効率化を図るため、規約の一部を改定する。

2 主な改定内容

(1) 学級 PTA、学年 PTA 及びクラス委員の廃止

第5条第2項(学級 PTA)を削除

第 10 条第 1 項(クラス委員)を削除

第 11 条第 6 項(クラス委員の任務)を削除

第 13 条第 2 項(運営委員会の構成)中「クラス委員」を削除

第 16 条(学級 PTA)を削除

第 17 条(学年 PTA)を削除

(2) 電磁的方法による議決の導入

第 12 条第 4 項に「電磁的方法による議決権行使」を追加

第 12 条第 5 項に同様の文言を追加

(3) 書面総会の明文化

第 12 条の 2(書面総会)を新設

(4) 会員区分の整理

第 4 条(会員)の主籍及び副籍を廃止し、児童の保護者及び教職員へ変更

(5) 会費規定の整理

第4条の会員区分の整理に伴い、第6条(会員会費)の主籍及び副籍を廃止し、会費を変更

あきる野市立前田小学校 PTA 規約（案）

第1章 名称

第1条 本会は、あきる野市立前田小学校 PTA と称し、事務所を前田小学校内に置く。

第2章 目的

第2条 本会は、憲法、教育基本法及び児童憲章に基づいて、父母と教職員が協力して、家庭、学校及び社会における児童の健全な成長を図ることを目的とする。

第3章 方針

第3条 本会は、次の事項を方針とする。

- (1) 会員の意見が反映されるよう、運営を行う。
- (2) 児童の健全な成長を図るため、関係団体等と必要な協力を行う。
- (3) 児童の教育諸条件改善のために学校と協議を行う。
- (4) 教職員の人事や管理運営には干渉しない。
- (5) 特定の政党や宗教にかかわることなく、また営利を目的とする行為は行わない。

第4章 会員

第4条 本会は、前田小学校に籍を置く児童の保護者及び前田小学校の教職員を会員とする。

第5章 組織

第5条 本会の組織は次の通りとする。

- (1) 本会に本部を置く。
- (2) 本会に次の支部を置く。
 - ア 二宮支部
 - イ 小川支部
 - ウ 野辺支部

第6章 会計

第6条 本会の経費は、会費その他の収入をもってこれを当てる。会員会費は、1世帯月額 100円とする。

第7条 本会の経は、総会で決定された予算に基づいて執行される。

第8条 本会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

第7章 役員及び委員

第9条 本会は、次の役員及び会計監査を置く。

- (1) 会長1名、副会長2名、書記3名、会計3名、会計監査3名。書記、会計各1名は教職員より選出する。
- (2) 会長、副会長、書記、会計、会計監査は選出規定に基づき選出される。
- (3) 役員、会計監査の任期は、定期総会の集結の時から次期定期総会の集結の時までの1年間とする。ただし、役員は、同一役職を連続して3年を超えて務めることはできない。欠員が生じた場合は、役員、会計監査選出規定による。
- (4) 役員、会計監査は、委員を兼任できない。

第10条 本会に次の委員を置く。

- (1) 支部長 各支部1名
- (2) 委員(支部) 各支部より若干名
- (3) 委員(教職員) 若干名

- (4) 委員は選出規定に基づき選ばれる。
- (5) 委員の任期は会計年度末までとする。欠員が生じた場合は、委員の選出規定による。

第8章 役員及び委員の任務

第11条 役員及び委員の任務は次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
 - ア 会の財産管理
 - イ 外部との折衝
 - ウ 総会その他の会議の招集
 - エ その他
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長不在の間は、その職務を代行する。
- (3) 書記は、総会及び運営委員会の議事並びに本会の活動に関する重要事項を記録し、会議の通知、その他の庶務を行う。また、運営委員会報告を作成する。
- (4) 会計は、本会の定められた予算に基づき収支を記録し、金銭の出納管理を行う。また、監査を受けて総会において決算報告を行う。
- (5) 会計監査は、本会の経理及び財産を監査する。その他必要が生じた場合は監査に応じ、会員に報告する。
- (6) 支部委員は各地域の活動を担当する。
- (7) 支部長は、支部活動の取りまとめを行う。

第9章 会議

第12条 総会

- (1) 総会は、本会の最高議決機関であって、全会員をもって構成される。
- (2) 総会は、定期総会及び臨時総会とする。定期総会は毎年年度初めに会長が招集する。
- (3) 臨時総会は、運営委員が必要と認めた場合及び会員の5分の1以上の要求があった場合に会長が招集を行う。
- (4) 総会は、全会員の3分の1以上の出席をもって成立する。なお、書面または電磁的方法による議決権行使及び委任状の提出をもって出席とみなす。
- (5) 総会の議決は、出席者(書面または電磁的方法による議決権行使及び委任状提出者を含む)の過半数の賛成をもって決する。可否同数の場合は、議長の判断をもって決する。
- (6) 議長1名、副議長1名は出席者の互選により選出する。
- (7) 総会は、次の諸件を審議決定する。
 - ア 前年度の活動及び決算報告
 - イ 新年度の予算及び活動計画
 - ウ 役員及び会計監査の承認及び紹介。
 - エ その他の重要事項に関すること。

第12条の2 書面総会

- (1) やむを得ない事情がある場合、総会は書面または電磁的方法により開催することができる。
- (2) 書面総会においては、議案書を全会員に事前配布し、一定の期日までに書面または電磁的方法により議決権を行使する。
- (3) 書面提出者は出席者とみなし、前条の定足数及び議決要件を適用する。
- (4) 書面総会の結果は速やかに会員へ報告する。

第13条 運営委員会

- (1) 運営委員会は、総会に次ぐ議決機関であり、本会の最高の執行機関である。
- (2) 会長、副会長、書記、会計、支部長、支部委員、校長、副校長及び教職員代表運営委員(2名)で構成する。
- (3) 運営委員会は、総会の決定に基づき、会全体の問題、各委員会で立案された事業計画を審議し、活動を推進する。

- (4) 総会に提出する報告書、事業計画書の作成を行う。
- (5) 運営委員会は、全委員の3分の2以上の出席をもって成立し、欠席の場合は、他の運営委員に書面により議決権を委任することができる。
- (6) 運営委員会の議決は、出席者の過半数の賛成を必要とする。

第14条 役員会

役員会は、会長、副会長、書記、会計、校長、副校長及び教職員代表運営委員で構成し、必要に応じて会長が招集する。

第15条 支部委員会

- (1) 各支部より選出された支部長、委員で構成する。
- (2) 必要に応じて、各支部長が招集する。
- (3) 児童が地域活動に参加する際の各種調整を行う。

第16条 特別委員会

- (1) 本会は、特定の事項を調査・検討または実施するため必要があるときは、運営委員会の承認を得て特別委員会を設置することができる。
- (2) 特別委員会の設置目的、活動内容、構成員および活動期間は、運営委員会において定める。
- (3) 特別委員会は、その活動状況及び結果について運営委員会に報告しなければならない。
- (4) 特別委員会は、設置目的の達成または活動期間の終了をもって解散する。

第10章 規約の変更その他

第17条 この規約は、総会において、出席者の3分の2以上の賛成により変更することができる。この変更案の提出については、運営委員会の構成員の過半数の賛成を必要とする。

第18条 本会の運営に関し、必要な細則及び内規は、規約に反しない限り運営委員会で定めることができる。細則及び内規の改正は、運営委員会の出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。定められた細則及び内規は総会に報告する。

付則

- この規約は、昭和53年3月4日から施行する。
この規約は、昭和56年5月23日から改定施行する。
この規約は、平成4年5月9日から改定施行する。
この規約は、平成18年5月19日から改定施行する。
この規約は、平成21年5月16日から改定施行する。
この規約は、平成22年5月15日から改定施行する。
この規約は、平成30年4月27日から改定施行する。
この規約は、平成31年4月27日から改定施行する。
この規約は、令和3年4月30日から改定施行する。
この規約は、令和6年4月26日から改定施行する。
この規約は、令和8年4月25日から改定施行する。

前田小学校 PTA 役員及び会計監査選出規定

第1章 総則

第1条 この規定は前田小学校 PTA 規約第9条に定める役員及び会計監査の選出に適用する。

第2条 会計監査の選出

- (1) 役員及び会計監査の選出は、原則として毎年3月中旬までを基準に行う。
- (2) 会計監査は保護者及び教職員から選出する。

第3条 この規定は、役員及び会計監査に欠員が生じて、補充をする場合も適用する。

第4条 役員立候補において定数を超えた場合は、選挙により選出する。

- (1) 役員及び会計監査立候補者(推薦立候補を含む)の中から、全会員の無記名連記投票により、得票数の多い者より選出する。但し、同数の場合は抽選により選出する。
- (2) 投票は在宅投票とし、所定の投票用紙を封筒に入れ、封をして本部に提出する。

第2章 立候補者

第5条 役員及び会計監査に立候補する者は、期日までに所定の用紙に必要事項を記入し、届け出なければならない。

第3章 規定の改定

第6条 この規定の改定については、規約第18条の定めによる。

付則

この規定は、昭和56年5月23日より実施する。

この規定は、平成27年5月 2日より実施する。

この規定は、平成30年4月27日から実施する。

この規定は、令和 5年4月28日から実施する。

この規定は、令和 8年4月25日から実施する。

＜＜細則＞＞

第1章 運営委員の選出規定

第1条 支部委員の選出

- (1) 支部委員は、3月までに新しい支部委員選出のための必要な準備を行う。
- (2) 支部長は、支部委員の互選により選出する。
- (3) 支部委員に欠員が生じた場合は、支部委員の判断により補充することができる。

第2章 慶弔規定

第2条 弔慰金の支出

- (1) 前田小学校に在籍の児童に弔事があった場合は、弔慰金を支出する。金額は一律5千円とする。
- (2) この規定の執行にあたっては、学校と本部との間で必要な協議を行う。

第3条 祝い金について

自・他校の学校行事等に、会長または会員が招待された場合でも、公・私費での祝い金の受け渡しは行わない。